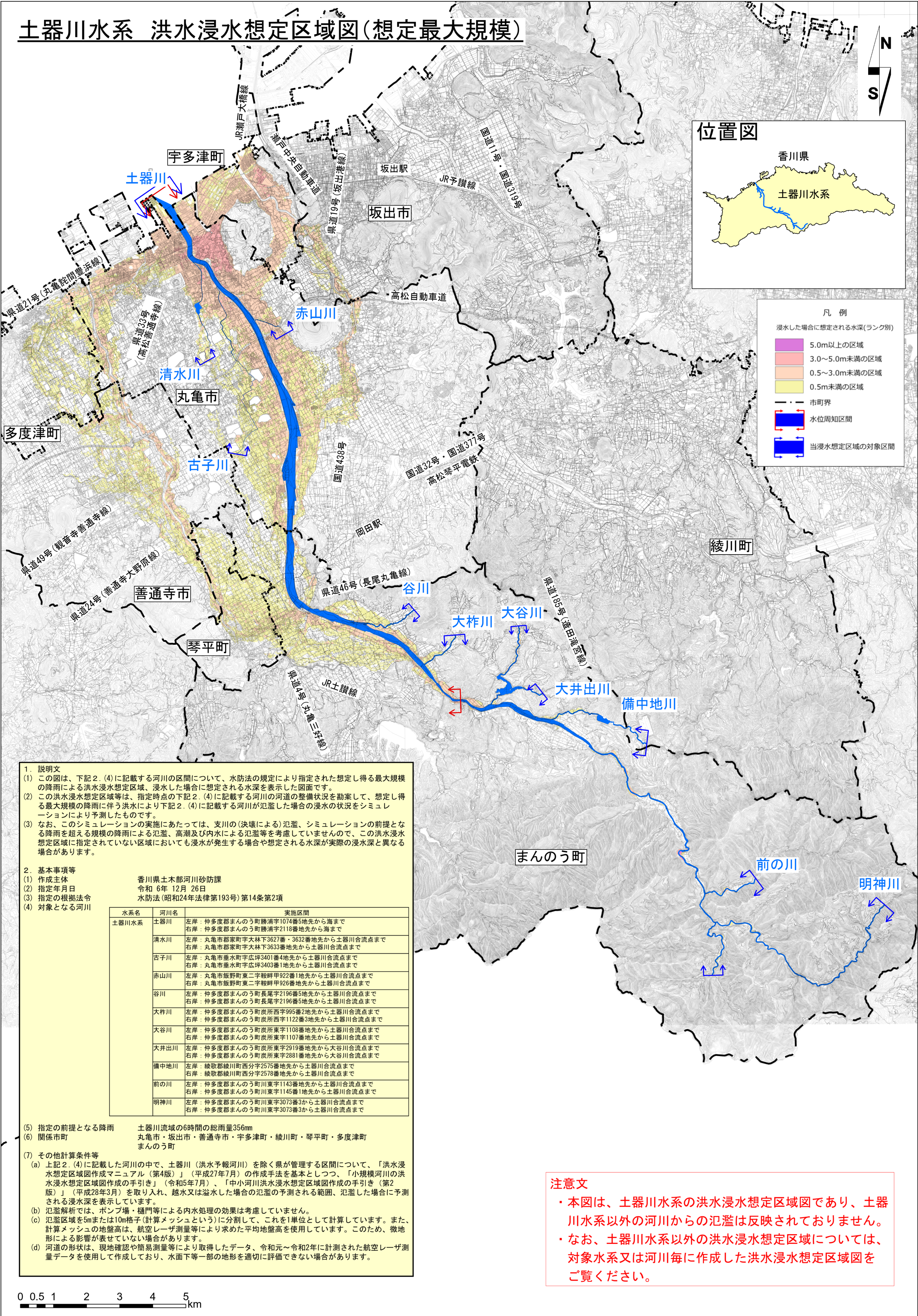


土器川水系 洪水浸水想定区域図(想定最大規模)



1. 説明文

(1) この図は、下記2. (4)に記載する河川の区間について、水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。

(2) この洪水浸水想定区域等は、指定時点の下記2. (4)に記載する河川の河道の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により下記2. (4)に記載する河川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の(決壊による)氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2. 基本事項等

(1) 作成主体

(2) 指定年月日

(3) 指定の根拠法令

(4) 対象となる河川

香川県土木部河川砂防課

令和 6年 12月 26日

水防法(昭和24年法律第193号)第14条第2項

水系名	河川名	実施区間
土器川水系	土器川	左岸：仲多度郡まんのう町勝浦字1074番5地先から海まで 右岸：仲多度郡まんのう町勝浦字2118番地先から海まで
	清水川	左岸：丸亀市郡家町字大林下3627番・3632番地先から土器川合流点まで 右岸：丸亀市郡家町字大林下3633番地先から土器川合流点まで
	古子川	左岸：丸亀市垂水町字広坪3401番4地先から土器川合流点まで 右岸：丸亀市垂水町字広坪3403番1地先から土器川合流点まで
	赤山川	左岸：丸亀市飯野町東二字鞍畔甲922番1地先から土器川合流点まで 右岸：丸亀市飯野町東二字鞍畔甲926番地先から土器川合流点まで
	谷川	左岸：仲多度郡まんのう町長尾字2196番5地先から土器川合流点まで 右岸：仲多度郡まんのう町長尾字2196番5地先から土器川合流点まで
	大柞川	左岸：仲多度郡まんのう町炭所西字995番2地先から土器川合流点まで 右岸：仲多度郡まんのう町炭所西字1122番3地先から土器川合流点まで
	大谷川	左岸：仲多度郡まんのう町炭所東字1109番地先から土器川合流点まで 右岸：仲多度郡まんのう町炭所東字1107番地先から土器川合流点まで
	大井出川	左岸：仲多度郡まんのう町炭所東字2919番地先から大谷川合流点まで 右岸：仲多度郡まんのう町炭所東字2881番地先から大谷川合流点まで
	備中地川	左岸：綾歌郡綾川町西分字2575番地先から土器川合流点まで 右岸：綾歌郡綾川町西分字2578番地先から土器川合流点まで
	前の川	左岸：仲多度郡まんのう町川東字1143番地先から土器川合流点まで 右岸：仲多度郡まんのう町川東字1145番1地先から土器川合流点まで
明神川	左岸：仲多度郡まんのう町川東字3073番3から土器川合流点まで 右岸：仲多度郡まんのう町川東字3073番3から土器川合流点まで	

(5) 指定の前提となる降雨

(6) 関係市町

(7) その他計算条件等

(a) 上記2. (4)に記載した河川の中で、土器川(洪水予報河川)を除く県が管理する区間について、「洪水浸水想定区域図作成マニュアル(第4版)」(平成27年7月)の作成手法を基本としつつ、「小規模河川の洪水浸水想定区域図作成の手引き」(令和5年7月)、「中小河川洪水浸水想定区域図作成の手引き(第2版)」(平成28年3月)を取り入れ、越水又は溢水した場合の氾濫の予測される範囲、氾濫した場合に予測される浸水深を表示しています。

(b) 氾濫解析では、ポンプ場・樋門等による内水処理の効果は考慮していません。

(c) 氾濫区域を5mまたは10m格子(計算メッシュという)に分割して、これを1単位として計算しています。また、計算メッシュの地盤高は、航空レーザ測量等により求めた平均地盤高を使用しています。このため、微地形による影響が表せていない場合があります。

(d) 河道の形状は、現地確認や簡易測量等により取得したデータ、令和元～令和2年に計測された航空レーザ測量データを使用して作成しており、水面下等一部の地形を適切に評価できない場合があります。

注意文

- 本図は、土器川水系の洪水浸水想定区域図であり、土器川水系以外の河川からの氾濫は反映されておりません。
- なお、土器川水系以外の洪水浸水想定区域については、対象水系又は河川毎に作成した洪水浸水想定区域図をご覧ください。

「測量法に基づく国土地理院長承認(使用) R5JHs 739」
「この地図は、坂出市長の承認を得て、同市所管の測量成果坂出市都市計画図1/10,000、1/2,500を複製して調製したものです。(承認番号令和6年2月15日 坂都第512号)」
「この地図は、まんのう町長の承認を得て、同町所管の測量成果まんのう町都市計画図1/2,500、1/10,000を複製して調製したものです。(承認番号令和6年2月14日 5ま建土改発第1069号)」
「この地図は、綾川町長の承認を得て、同町発行の都市計画図1(1/2500、1/10000)を複製したものである。(承認番号 5綾川建第2776号)」